

処遇改善加算及び特定処遇改善加算の取扱い上の留意事項

- 給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は、事業者において適切に保管し、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出してください。
- 処遇改善加算及び特定処遇改善加算に関して、虚偽や不正があった場合には、支払われた介護給付費等の返還や障害福祉サービス事業者等の指定の取消しとなる場合がありますので、十分ご留意ください。
- 役員報酬に対して処遇改善加算等を充てることは、賃金改善としては認められません。ただし、役員報酬とは別に処遇改善加算等対象職種として労働基準法上で定義されている賃金を得ている場合は、その賃金に対してのみ処遇改善加算等を充てることは可能です。